中学公民プリント（基礎確認）
地方自治 No.4

名前 ＿＿＿＿＿＿＿＿

得点 ／15

1回目　2回目

1 地方議会によって制定される、その地方独自のルールのことを何という？
① 条例　② 決算　③ 予算　④ 法律

2 地方公共団体の議会を構成し、条例の制定や予算の決定を行うために住民から選ばれた代表を何という？
① 市町村長　② 選挙管理委員　③ 議員　④ 知事

3 住民が自らの意思で地域の政治を行う地方自治の基本理念であり、憲法に定められた原則を何という？
① 直接請求　② 地方自治の本旨　③ 議会制民主主義　④ 住民投票

4 特定の自治体における重要な政策課題について、住民が直接賛否を投じる仕組みを何という？
① 象徴天皇制　② 住民投票　③ 議会制民主主義　④ 間接民主制

5 自治体が住民から自ら徴収する税金と対比される、所得税や酒税のように国が徴収する税金を何という？
① 地方債　② 地方交付税　③ 国税　④ 地方税

6 地方自治体ごとの税収格差を埋めて、どの地域でも一定水準の行政サービスを受けられるように国が配分するお金を何という？
① 地方譲与税　② 地方交付税　③ 地方債　④ 国庫支出金

7 地方自治において、解職請求（リコール）が受理された後、住民が直接参加して解職の是非を決定する手続きを何という？
① 採決　② 審議　③ 住民投票　④ 署名

8 地方公共団体において、都道府県と市町村という2つの階層に分けて行政を行う仕組みを何という？
① 住民自治　② 地方分権　③ 二層制　④ 団体自治

9 議会が否決した予算案や条例案に対し、首長が議会に対して再度の審議を求める権限を何という？
① 再議　② 不信任決議　③ 辞職　④ 解散

10 地方公共団体が、法律の範囲内で独自のルールとして制定する法を何という？
① 規則　② 政令　③ 条例　④ 法律

11 地方公共団体の議会が制定する、その地域独自の法規を何という？
① 予算　② 法律　③ 条例　④ 決算

12 地方議会が首長に対して「この人にはもう任せられない」として出す決議を何という？
① 予算案の議決　② 不信任決議　③ 事務監査請求　④ 解職請求

13 地方議会と対等の立場で、行政の運営を監視しチェックし合うために住民から直接選ばれる地方自治体の責任者を何という？
① 議長　② 教育委員　③ 首長　④ 副議長

14 住民が地方自治体の首長などの解職を求める権利を何という？
① 監査請求　② 解職請求　③ 条例制定請求　④ 事務監査請求

15 地方交付税のように、使い道が定められておらず、自治体がその地域の判断で自由に使うことができる財源を何という？
① 一般財源　② 国庫支出金　③ 地方債　④ 特定財源

いちごドリル プリント

つづきの無料プリント
「地方自治」のプリント一覧がひらきます

答え合わせ・解説 No.4 地方自治

言えた　／15

① 隠す
赤シートで赤字を隠す。白黒なら右の列を折る

② 言う
解説を読んで、用語を口に出す

③ 印を付ける
言えたら□にチェック

問	解説 ▼ここで折る	答え	言えた
1	条例は、地方公共団体が地方自治の目的のために制定するもので、地域の環境保全、公共施設の利用基準、教育方針など多岐にわたります。	1 条例	□
2	議員は、地方議会の構成員として予算の承認や条例の制定、行政事務の監視などを行います。	3 議員	□
3	地方自治の本旨とは、「住民自治」と「団体自治」の2つから成り立ちます。	2 地方自治の本旨	□
4	住民投票は、間接民主制を補完するものとして機能します。	2 住民投票	□
5	国税は、国が法律にもとづいて集め、国の予算として使う税金です。	3 国税	□
6	そこで、国が一定の基準に基づいて、税収の少ない自治体へ地方交付税交付金を配分します。	2 地方交付税	□
7	住民から一定数以上の署名が集まって請求が受理されると、その自治体で住民投票が行われます。	3 住民投票	□
8	この仕組みを二層制と呼びます。	3 二層制	□
9	首長が議会の決議に不服がある場合、あるいは執行できないと判断した場合に「再議」を要求できます。	1 再議	□
10	条例とは、地方公共団体が国の法律や憲法の範囲内で独自に定める決まりです。	3 条例	□
11	条例は、地方公共団体の議会が制定する法規です。	3 条例	□
12	不信任決議は、議会が首長を信頼できないと判断した際に行う議決です。	2 不信任決議	□
13	都道府県知事や市町村長など、地方公共団体の長を首長と呼びます。	3 首長	□
14	解職請求（リコール）は、首長や議員が住民の期待に沿わない政治を行っている場合に、有権者が署名を集めて行う解職の請求です。	2 解職請求	□
15	地方交付税は、自治体が自由に使い道を決められる「一般財源」の一種です。	1 一般財源	□

言えなかった用語ノート